

不服申立て事案答申第 272 号
不服申立て事案諮問第 291 号
件名：110 番事案表等の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 11 月 15 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 12 月 12 日付けで行った不訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 9 月 20 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターにおいて、審査請求人を本人とする保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項により、開示請求に係る保有個人情報の量が多く、短期間に決定をすることができないため、令和 5 年 11 月 6 日までに開示決定等を行うとする旨を、決定期間延長通知書により請求人に通知した。

(ウ) 保有個人情報一部開示決定及び不開示決定

処分庁は、審査請求人に対し、同年 5 年 11 月 6 日付けで保有個人情報一部開示決定通知書及び保有個人情報不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）によりその結果を通知した。

(エ) 保有個人情報訂正請求の受理

審査請求人は、令和5年11月15日、愛知県A警察署において、本件通知書に係る対象文書の内容について訂正を求める保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した（以下「本件訂正請求」という。）。

なお、本件訂正請求の内容のうち、本件通知書に係るものとして

決定通知書の文書番号：地通発第○号

決定通知書の日付：令和5年11月5日

文書の名称：

110番事案表

作成日 R1.12.22 事案番号○

作成日 R2.1.16 事案番号○

作成日 R3.6.24 事案番号○、○、○

作成日 R3.6.25 事案番号○

署指令事案表

作成日 R2.3.7 事案番号○

と記載され、訂正請求の趣旨は、「内容がでたらめ。そして、現在、この文書の訂正を行えるのがA警察署（愛知県警察）のみであるため。」と記載されている。

(オ) 本件処分

本件訂正請求は、上述のとおり本件通知書に係る対象文書の内容の訂正を求めたものである。

なお、保有個人情報訂正請求書別紙記載の「決定通知書の日付：令和5年11月5日」は令和5年11月6日の誤りである。

本件通知書の不開示理由としては、対象文書が開示請求時には既に保存期間を満了し存在しなかったためである。

本件訂正請求は、文書が存在しないため不開示とした決定に対するものであったため、処分庁は、法第93条第2項の規定に基づき訂正をしない決定をし、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない決定であり、訂正しないこととした理由は、審査請求人が訂正請求を求めた保有個人情報は、開示決定において不開示とされたものであり、法第90条第1項において定められる「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当しないためである。

法第90条第1項においては、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところ

により、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。」旨訂正請求権が定められているが、その対象となる保有個人情報は、同項において、

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- に限られると定められている。

そして、本件訂正請求にかかる保有個人情報は、法第 90 条第 1 項各号に掲げる「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」にも、「開示決定に係る保有個人情報であって、第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの」にも該当しないことから、訂正請求の対象とならなかったものである。

また、本件事案表は、令和 2 年及び令和 3 年当時、審査請求人により自己情報開示請求がなされ、令和 2 年 11 月 19 日付け自己情報一部開示決定通知書、令和 3 年 7 月 12 日付け自己情報一部開示決定通知書及び令和 3 年 10 月 27 日付け自己情報一部開示決定通知書により審査請求人に通知されているが、当該決定通知書に対する訂正請求であったとしても、法第 90 条第 3 項に規定される訂正請求の期限である「開示を受けた日から 90 日以内」を超えているため、不訂正となるものである。

- (1) このように、本件処分については、法第 90 条及び第 93 条の規定に基づき、訂正請求をすることができる保有個人情報に該当しないため、訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「当該文書が日本に現存しており、審査請求人が特定人 B 他及び A 警察署により、刑事事件の犯人に仕立て上げられたので、A 警察署が行ったことを正していくことが再審になるため。審査請求人が A 警察署および特定人 B に著しく損ねられた権利や生活他の回復のため。」とし、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と定めた法第 92 条に該当する旨主張している。

しかしながら訂正請求の対象となる保有個人情報については、法第 90 条第 1 項に定められたものに限定されていることから本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審

査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

審査請求人が令和5年9月20日付けで行った本件保有個人情報の開示請求に対して、処分庁は、同年11月6日付けで保有個人情報不開示決定を行った。その後、審査請求人が同月15日付けで行った本件訂正請求に対して、処分庁は、同年12月12日付けで保有個人情報不訂正決定を行った。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件保有個人情報については、保存期間満了により廃棄済みであったことから不存在を理由とする不開示決定をしており、法第90条第1項において定められる「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当しないことから訂正をしない決定をしたとのことである。

法第90条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項各号に掲げるものに限るものとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定に係る保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

当審議会において本件訂正請求書に記載された決定通知書の内容を確認したところ、本件保有個人情報について不存在を理由とする不開示決定がなされていることが認められる。

よって、本件保有個人情報は、法第90条第1項に規定する訂正請求の対象とならない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・110番事案表（令和元年12月22日付け、令和2年1月16日付け、令和3年6月24日付け、同月25日付け）
- ・署指令事案表（令和2年3月7日付け）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 6. 7	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 3. 24 (第247回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 4. 21 (第248回審議会)	審議
7. 5. 27	答申